

○平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条及び第十二条第一項第一号の規定に基づき、同規則第九条及び第十二条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年八月七日

農林水産大臣 中川 昭一

一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。

生産条件不利
補正対象農産
物の種類

規
格

麦

小麦にあつては、パン・中華麺用品種及び非パン・中華麺用品種それぞれについて一等又は一等相当のA区分、一等又は一等相当のB区分、一等又は一等相当のC区分及び一等又は一等相当のD区分並びに二等又は二等相当のA区分、二等又は二等相当のB区分、二等又は二等相当のC区分及び二等又は二等相当のD区分

二条大麦、六条大麦及びはだか麦にあつては、一等又は一等相当のA区分、一等又は一等相当のB区分、一等又は一等相当のC区分及び一等又は一等相当のD区分並びに二等又は二等相当のA区分、二等又は二等相当のB区分、二等又は二等相当のC区分及び二等又は二等相当のD区分

大豆

普通大豆の一等又は一等相当、普通大豆の二等又は二等相当、普通大豆の三等又は三等相当及び特定加工用大豆の合格又は合格相当

てん菜

糖度が七・〇度以上のものについて適用される〇・一度ごとの区分

でん粉の製造

でん粉の含有率〇・一パーセントごとの区分

の用に供する

ぱれいしょ

そば

一等又は一等相当及び二等又は二等相当

菜種

加算対象区分及び非加算対象区分

備考

一 この表において「パン・中華麺用品種」とは、次の要件のいずれにも該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。

イ 銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、ちくしW四三号、つるきち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、み

なみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。

口 三に掲げる用途が、パン又は中華麺の製造用である」と。

二 この表において「一等」、「二等」、「三等」及び「合格」とは、それぞれ農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号。以下「規格規程」という。）において麦、大豆及びそばに係る品位の等級として定められているものをいい、「一等相当」、「二等相当」、「三等相当」及び「合格相当」とは、それぞれ規格規程における麦、大豆及びそばに係る品位の当該等級に相当すると認められるものをいう。

三 この表において「A区分」とは、特定用途（次に掲げる用途をいう。ただし、口及びハの場合においては、小麦にあつては「日本麵の製造用」、「パン又は中華麺の製造用」又は「醸造用」、二条大麦、六条大麦及びはだか麦にあつては「麦茶の製造用以外のもの」又は「麦茶の製造用」であるものに限る。以下同じ。）に対応する別表第五から別表第十までの三以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの（異なる銘柄が混合している麦

(以下「銘柄混合麦」という。)を除く。)をいう。

イ 別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの中の別表の用途の欄に掲げる用途

ロ 対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項に規定する対象農業者をいう。ハにおいて同じ。）が、その生産した麦につき需要者がイに掲げる用途と異なる用途に最も多く使用することを証明した場合における当該異なる用途

ハ 対象農業者が、その生産した麦につき、品種としての特性が明らかであり、かつ、需要者が最も多く使用する用途を証明した場合における当該用途

四 この表において「B区分」とは、特定用途に対応する別表第五から別表第十までの二の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

五 この表において「C区分」とは、次のいずれかに該当するもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

イ 特定用途に対応する別表第五から別表第十までの一の評価項目について基準値を満たし、かつ

、全ての評価項目について許容値を満たすもの

ロ 特定用途に対応する別表第五から別表第十までの二以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、いずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの

六 この表において「D区分」とは、A区分、B区分及びC区分のいずれにも該当しないものをいう。

七 この表において「普通大豆」とは、規格規程で定める普通大豆をいう。

八 この表において「特定加工用大豆」とは、規格規程で定める特定加工用大豆をいう。

九 この表において「加算対象区分」とは、品種が、キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ又はペノカのしづくである菜種をいい、「非加算対象区分」とは、加算対象区分以外のものをいう。

二 規則第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格は、規格規定において玄米に係る品位の等級として定められている三等以上の等級又は当該等級に相当すると認められるものとする。

別表第一 小麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道	きたほなみ（※）	日本麵の製造用
	北見九五号	日本麵の製造用
	ホクシン（※）	日本麵の製造用
	キタノカオリ	パン又は中華麵の製造用
	つるきち	パン又は中華麵の製造用
	はるきらり	パン又は中華麵の製造用
	ハルユタカ	パン又は中華麵の製造用
みのりのちから（※※）	春よ恋	パン又は中華麵の製造用
		パン又は中華麵の製造用

									銀河のちから（※※）	パン又は中華麺の製造用
									ナンブコムギ	パン又は中華麺の製造用
									もち姫	パン又は中華麺の製造用
									やわら姫	パン又は中華麺の製造用
									ゆきちから	パン又は中華麺の製造用
									あおばの恋（※）	パン又は中華麺の製造用
									シラネコムギ	パン又は中華麺の製造用
									夏黄金	日本麺の製造用
									銀河のちから（※※）	日本麺の製造用
									銀河のちから（※※）	日本麺の製造用
									ネバリゴシ（※）	日本麺の製造用
									銀河のちから（※※）	日本麺の製造用
									ナンブコムギ	パン又は中華麺の製造用
									ゆきちから	パン又は中華麺の製造用
山形県	秋田県	宮城県								

福島県	アブクマワセ	日本麺の製造用	きぬあずま（※）	日本麺の製造用	さとのそら	日本麺の製造用	アオバコムギ	パン又は中華麺の製造用	ゆきちから	パン又は中華麺の製造用	きぬの波（※）
栃木県	農林六一號	日本麺の製造用	さとのそら	日本麺の製造用	ゆめかおり	日本麺の製造用	ユメシホウ	パン又は中華麺の製造用	イワイノダイチ（※）	日本麺の製造用	農林六一號
茨城県	日本麺の製造用	日本麺の製造用	きぬの波（※）	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	日本麺の製造用	アブクマワセ

富山県	新潟県	神奈川県	千葉県						
さとのそら									
さとのそら	ゆきはるか	ニシノカオリ	農林六一號	さとのそら	あやひかり（※）	ユメシホウ	農林六一號	さとのそら	日本麵の製造用
日本麵の製造用	夏黄金	ユメシホウ	日本麵の製造用	日本麵の製造用	日本麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用	パン又は中華麵の製造用
さとのそら	ゆきちから		日本麵の製造用						

										しろゆたか	
										ハナチカラ（※※）	日本麵の製造用
										ハナマンテン（※※）	パン又は中華麵の製造用
										ユメアサヒ	パン又は中華麵の製造用
										ゆめかおり	パン又は中華麵の製造用
										ゆめちから（※※）	パン又は中華麵の製造用
										イワイノダイチ（※）	パン又は中華麵の製造用
										さとのそら	日本麵の製造用
										農林六一號	日本麵の製造用
										タマイズミ	日本麵の製造用
										イワイノダイチ（※）	パン又は中華麵の製造用
										きぬあかり（※）	日本麵の製造用
農林六一號	日本麵の製造用	日本麵の製造用									

									ニシノカオリ	パン又は中華麺の製造用
									ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用
									ゆめちから (※※)	パン又は中華麺の製造用
									農林六一號	パン又は中華麺の製造用
									京都府	パン又は中華麺の製造用
									兵庫県	パン又は中華麺の製造用
									せときらら	パン又は中華麺の製造用
									シロガネコムギ	日本麵の製造用
									ふくほのか (※)	日本麵の製造用
									せときらら	日本麵の製造用
									セトデュール	パン又は中華麺の製造用
									ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用
	醸造用								ゆめちから (※※)	パン又は中華麺の製造用

									キヌヒメ	日本麵の製造用
									ミナミノカオリ	パン又は中華麵の製造用
									ふくさやか	日本麵の製造用
									にしのやわら (※)	日本麵の製造用
									ふくさやか	日本麵の製造用
									せときらら	パン又は中華麵の製造用
									チクゴイズミ (※)	日本麵の製造用
									さぬきの夢二〇〇九 (※)	日本麵の製造用
									はるみずき	パン又は中華麵の製造用
									さとのそら	日本麵の製造用
									シロガネコムギ	日本麵の製造用
									チクゴイズミ (※)	日本麵の製造用
									せときらら	パン又は中華麵の製造用
愛媛県	香川県	徳島県	山口県							

福岡県	ミナミノカオリ	シロガネコムギ	チクゴイズミ（※）	にしのやわら（※）	ニシホナミ（※）	ちくしW二号	パン又は中華麺の製造用	日本麺の製造用	パン又は中華麺の製造用
佐賀県	さちかおり	シロガネコムギ チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用 パン又は中華麺の製造用	日本麺の製造用 パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用 パン又は中華麺の製造用	パン又は中華麺の製造用 パン又は中華麺の製造用	日本麺の製造用 パン又は中華麺の製造用	日本麺の製造用 パン又は中華麺の製造用	日本麺の製造用 パン又は中華麺の製造用

備考

はるみずき						
	パン又は中華麺の製造用					
	醸造用					
ミナミノカオリ						
宮崎県						
チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用					
せときらら	パン又は中華麺の製造用					
はるみずき	パン又は中華麺の製造用					
ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用					
せときらら	パン又は中華麺の製造用					
ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用					
鹿児島県						

一 岩手県において生産されたコユキコムギのうち、西磐井郡平泉町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては日本麺の

製造用に対応する別表第五を適用する。

二 栃木県において生産されたタマイズミのうち、小山市、下野市及び下都賀郡野木町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

三 兵庫県において生産されたゆめちからのうち、加古川市、加古郡稻美町及び加古郡播磨町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

四 大分県において生産されたはるみずきのうち、大分市及び宇佐市で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

五 大分県において生産されたミナミノカオリのうち、中津市及び豊後高田市で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用し、その他の市町村で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用する。

別表第二 一二条大麦

生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
北海道	札育二号	りょうふう	麦茶の製造用以外のもの	
茨城県	ミカモゴールデン	アスカゴールデン	麦茶の製造用	
栃木県	サチホゴールデン	スカイゴールデン	麦茶の製造用以外のもの	
群馬県	とちのいぶき	ニューサチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの	
	もち絹香	もち絹香	麦茶の製造用以外のもの	
	サチホゴールデン	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの	
	ミカモゴールデン	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	

高知県	香川県	徳島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県	京都府	滋賀県
ニシノチカラ	はるか二条	ニシノホシ	サチホゴールデン	スカイゴールデン	ミハルゴールド	はるさやか	しゅんれい	ニューサチホゴールデン
麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの

別表第三 六条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	ニシノホシ
岩手県	シュンライ	はるか二条	はるか二条	トヨノホシ	トヨノホシ	トヨノホシ	はるしづく
	別表第三 六条大麦		鹿児島県	ニシノホシ	ニシノホシ	ニシノホシ	はるか二条
			ニシノホシ	ニシノホシ	ニシノホシ	ニシノホシ	ニシノホシ
			はるか二条	はるか二条	はるか二条	はるか二条	はるか二条
			麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの

									山梨県
滋賀県	三重県	愛知県	静岡県						長野県
ファイバースノウ	ファイバースノウ	カシマゴール	シュンライ	ミノリムギ	さやかぜ	カシマゴール	ファイバースノウ	シュンライ	ホワイトファイバー
麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	麦茶の製造用以外のもの

					麦茶の製造用
兵庫県	シュンライ	ファイバースノウ	鳥取県	麦茶の製造用	
広島県	シュンライ	さやかぜ	麦茶の製造用	麦茶の製造用	
大分県	ホワイトファイバー	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用	

備考

一 石川県において生産されたファイバースノウのうち、金沢市、かほく市及び河北郡で生産されたものについては麦茶の製造用に対応する別表第十を適用し、その他の市町村で生産されたものについては麦茶の製造用以外のものに対応する別表第九を適用する。

二 滋賀県において生産されたファイバースノウのうち、長浜市及び米原市で生産されたものについては麦茶の製造用に対応する別表第十を適用し、その他の市町村で生産されたものについては麦茶の製造用以外のものに対応する別表第九を適用する。

別表第四 はだか麦

生産地の属する都道府県	銘	柄	用	途
北海道	キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの		
茨城県	キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの		
栃木県	ビューフアイバー	麦茶の製造用以外のもの		
埼玉県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの		
愛知県	キラリモチ	麦茶の製造用以外のもの		
滋賀県	もつちりぼし	麦茶の製造用以外のもの		
ダイシモチ	ビューフアイバー	麦茶の製造用以外のもの		
キラリモチ	ワキシーフアイバー	麦茶の製造用以外のもの		
イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの		
麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの	麦茶の製造用以外のもの		

										愛媛県
										ダイシモチ
										麦茶の製造用以外のもの
大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県						ハルヒメボシ
ハルアカネ	トヨノカゼ	ダイシモチ	イチバンボシ	御島裸	長崎御島	ユメサキボシ	ダイシモチ	イチバンボシ	マンネンボシ	麦茶の製造用以外のもの
麦茶の製造用以外のもの										

別表第五 小麦（日本麵の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく質	九・七パーセント以上十一・三パーセント以下	八・五パーセント以上十二・五パーセント以下
灰分	一・六〇パーセント以下	一・六五パーセント以下
容積重	一リットル当たり八百四十グラム以上	一リットル当たり八百四十グラム以上
フォーリングナンバー	三百以上	二百以上

備考

別表第一において※印を付した小麦については、評価項目中たんぱく質の許容値について「八・〇パー セント以上十三・〇パーセント以下」とする。

別表第六 小麦（パン又は中華麵の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく質	十一・五パーセント以上十四・〇パーセント	十・〇パーセント以上十五

灰分	一・七五パーセント以下	以下
容積重 フォーリングナンバー	一リットル当たり八百三十三グラム以上 三百以上	一・八〇パーセント以下
	二百以上	・五パーセント以下

備考

別表第一において※※印を付した小麦については、評価項目中たんぱく質の許容値について「十・〇パーセント以上十八・〇パーセント以下」とする。

別表第七 小麦（醸造用）

たんぱく質		評価項目	基 準 値	許 容 値
II	I			
未満	未満	十一・五パーセント以上十二・〇パーセント	十・〇パーセント以上	
十二・〇パーセント以上十三・五パーセント				

備考

容積重	III	十三・五パーセント以上
		一リットル当たり七百六十グラム以上

評価項目中たんぱく質については、Iの基準値を満たす場合には一の評価項目について、IIの基準値を満たす場合には二の評価項目について、IIIの基準値を満たす場合には三の評価項目についてそれぞれ基準値を満たしたものとみなす。

別表第八 二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基 準 値	許 容 値	容積重		
			細麦	白度	正常粒
一リットル当たり七百九グラム以上	三・〇パーセント以下	—	四十以上	八十五パーセント以上	八十九パーセント以上
—	—	—	三十七以上	七十九パーセント以上	八十一パーセント以上

別表第九 六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値	容積重
			I
たんぱく質	七・五パーセント以上九・〇パーセント未満	六・五パーセント以上	六条大麦 一リットル当たり六百九十グラム以上
評価項目	基準値	許容値	はだか麦 一リットル当たり八百四十グラム以上
硝子率	四十三以上	二・〇パーセント以下	はだか麦 四十パーセント以下
白度	四十以上	一	六条大麦 五十パーセント以下
別表第十 二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）	はだか麦 五十パーセント以下	一	はだか麦 六十パーセント以下

別表第十
一条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）

細麦	九・〇パーセント以上十・五パーセン	
	II	ト未満
二・〇パーセント以下	III	十・五パーセント以上

備考

評価項目中たんぱく質については、Iの基準値を満たす場合には一の評価項目について、IIの基準値を満たす場合には二の評価項目について、IIIの基準値を満たす場合には三の評価項目についてそれぞれ基準値を満たしたものとみなす。

定義

(一) 小麦

ア たんぱく質

窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものという。

イ 灰分

電気炉で灰化する方法により測定したものという。

ウ 容積重

ブランウェル穀粒計又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる電気式穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。

エ フォーリングナンバー

落球粘度計により測定したものという。

(二) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦

ア たんぱく質

窒素定量法により換算値五・八三を用いたものをいう。

イ 容積重

(一) のウに同じ。

ウ 細麦

二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）にあつては二・五ミリメートル、二条大麦（麦茶の製造用）及び六条大麦（麦茶の製造用以外のもの）にあつては二・二ミリメートル、六条大麦（麦茶の製造用）及びはだか麦にあつては二・〇ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいを通過する二条大麦、六条大麦又ははだか麦の粒をいう。

エ 白度

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する農産物検査の時から一月を経過したサンプルについて、とう精機により、二条大麦及び六条大麦にあつては五十五パーセント、はだか麦にあつては六十パーセントまでとう精したものと、白度計により測定したものをいう。

オ 正常粒

とう精機により六十五パーセントまでとう精したものと一・八ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る二条大麦の粒をいう。

カ 硝子率

グロベツケル穀粒切断器又はハインスドルフ穀粒切断器により穀粒を切断して切断面を観察する方

法により測定したものという。

(一部改正 平成十九年三月二十八日農林水産省告示第三百六十三号)

(一部改正 平成二十年四月十日農林水産省告示第五百五十七号)

(一部改正 平成二十一年五月八日農林水産省告示第六百五十号)

(一部改正 平成二十二年五月十一日農林水産省告示第七百三十一号)

(一部改正 平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百十八号)

(一部改正 平成二十四年三月三十日農林水産省告示第八百六十一号)

(一部改正 平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百四号)

(一部改正 平成二十六年三月三十一日農林水産省告示第四百八十号)

(一部改正 平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十六号)

(一部改正 平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第八百八十八号)

(一部改正 平成十九年三月三十一日農林水産省告示第五百三号)

(一部改正 平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十三号)

(一部改正 平成三十年七月二日農林水産省告示第千五百六号)

(一部改正 平成三十一年三月二十九日農林水産省告示第六百六号)

(一部改正 令和元年五月九日農林水産省告示第九十号)

(一部改正 令和二年三月三十一日農林水産省告示第六百九十号)

(一部改正 令和三年三月三十一日農林水産省告示第四百五十四号)

(一部改正 令和四年三月三十一日農林水産省告示第六百五十七号)

(一部改正 令和五年三月三十一日農林水産省告示第五百七号)

附 則（平成二十一年五月八日農林水産省告示第六百五十号）

この告示は、平成二十一年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」とい

う。）から適用するものとし、平成二十年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年五月十一日農林水産省告示第七百三十一号）

この告示は、平成二十二年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十一年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百十八号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十三年産の麦及び大豆に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の麦及び大豆に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月三十日農林水産省告示第八百六十一号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十四年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三

条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十�年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百四号）

この告示による改正後の平成十八年八月七月農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十�年産の麦及びてん菜に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金又は同法第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の麦及びてん菜に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三十一日農林水産省告示第四百八十号）

この告示による改正後の平成十八年八月七月農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十六年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金又は同法第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十五年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十六号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第八百八十八号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十八年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月三十一日農林水産省告示第五百三号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十九年産の麦に

係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十八年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十三号）

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十九年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年七月一日農林水産省告示第千五百六号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第

三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十九年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二十九日農林水産省告示第六百六号）

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十一年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）

第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成三十年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月九日農林水産省告示第九十号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成三十一年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成三十年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三十一日農林水産省告示第六百九十号）

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和二年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、令和元年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日農林水産省告示第四百五十四号）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和三年産の麦、大豆及びそばに係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、令和二年以前の年産の麦、大豆及びそばに係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月三十一日農林水産省告示第六百五十七号）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和四年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、令和三年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三十一日農林水産省告示第五百七号）

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和五年産の麦及び菜種に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金から適用するものとし、令和四年以前の年産の麦及び菜種に係る当該交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二十九日農林水産省告示第六百七十二号）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、令和六年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金から適用するものとし、令和五年以前の年産の麦に係る当該交付金については、なお従前の例による。